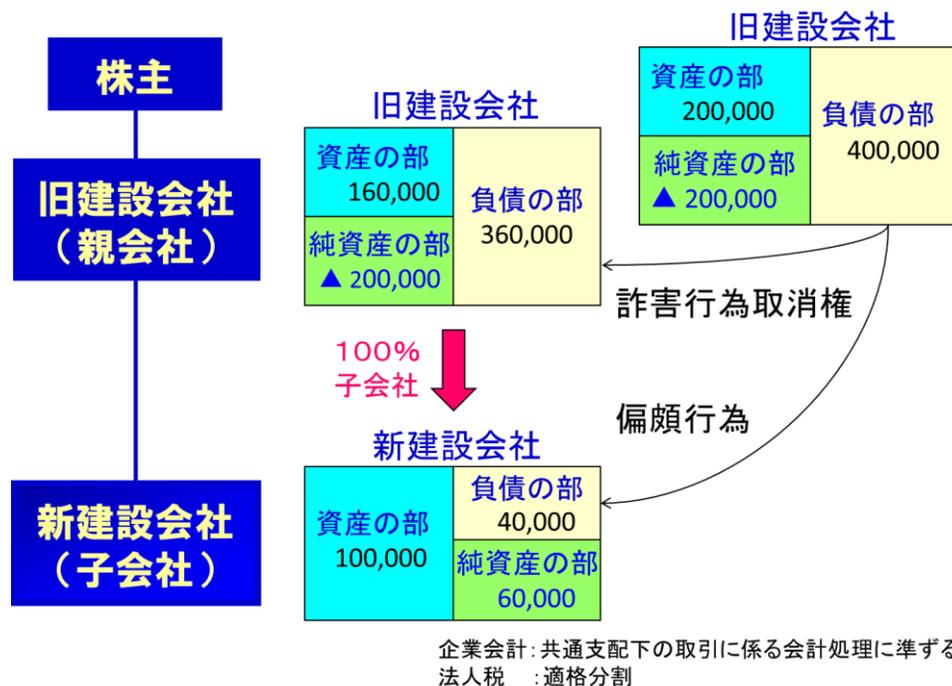




< 企業再編 濫用的会社分割に思うこと >

会社分割については、濫用的会社分割に対する債権者保護が問題になっているようで、会社法改正論議や最高裁判決に関心が集まっています。そして、何が「濫用的」なのか、あるいは「詐害的」なのかは専門家の間でもいろいろな意見があるようです。そこで、ここでは濫用的とか詐害的とかは別にして、経営事項審査においてはどうかを考えてみましょう。

右記のように、旧建設会社は債務超過の会社で、資産が2億円、負債が4億円で純資産はマイナス2億円です。この会社が新設分割により新建設会社に建設事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継します。新設会社の資産は1億円、負債は4千万円です。差額は純資産で6千万円です。分割会社である旧建設会社は、旧建設会社と新建設会社のふたつに分割されました。分割後の旧建設会社の従来の資産は1億円で6千万円は新建設会社の株式です。合計1億6千万円になります。旧建設会社の負債は3億6千万円(=4億円-4千万円)で純資産は2億円のマイナスです。



また、このような会社分割では、金融債務と固定資産を旧会社に残し、営業債権債務を新会社に移転することが多いと思われますので、従来の旧建設会社の経営状況 (Y) より新建設会社の経営状況 (Y) の方が通常高くなります。

会社分割が分社型分割 (ここでは分割対価資産である株式を分割法人が保有し、分割法人の株主に交付されない場合) で、会社を二つに分けただけで新会社は 100%子会社として旧会社に支配されているのだから、分割会社 (会社分割をする会社、ここでは親会社) の価値に変動はないので「濫用的」と言われる筋合いはないという人もあれば、分割会社の資産が新設会社に移転して、弁済に充てる財産がなくなってしまっけしからんという人、新設会社に移った債務と分割会社に残った債務では平等でない、偏頗 (へんぱ：かたよること、不公平) だという人もいます。どちらにしても債権者が貰えるお金が多くなればいいのではないかと思います。世の中、それだけでは収まりがつかないようです。

一方、「経審」では「会社を二つに分けただけ何も変わっていません。」とはいきません。「経審」では、債務超過の会社を資産超過の会社に変え、さらに負債、特に有利子負債を減らし、また、固定資産も減らすことになるのです。この会社分割は、違う意味で「濫用的」ともとれます。しかし、これで立ち直ればよいと言う人もいるでしょう。立場によって考えが違ってくるものです。

会社分割では、いろいろ解決すべき問題も多いので、専門家の意見や行政庁の考えを聞いて間違いのない対応をしましょう。

WISENET編集部 松村 清 (税理士)

(注)

○分割会社 (会社分割 (以下「分割」という。) をする会社をいう。以下同じ。) が分割以前に受けていた建設業の許可については、その分割により当然承継されるものではありません。

→ 許可を受けることが必要

○そこで、事業の空白をなるべく生じないように、会社分割に先立ち、建設会社を設立して、その後吸収分割を行う場合があります。

この場合には、審査基準日からさかのぼって6月以内に新たに建設業者となった承継会社 (以下「新規承継会社」という。) の分割時経審の各審査項目の審査方法の取扱いにつき特例が定められています。

「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」より